

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 17 日

長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、
大分県、鹿児島県及び久留米市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について

令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 2 年政令第 223 号）が令和 2 年 7 月 14 日付けで公布・施行されたことにより、令和 2 年 7 月豪雨による災害が、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「災害特措法」という。）第 2 条第 1 項の「特定非常災害」として指定されるとともに、行政上の権利利益に係る満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ることとなった。

これに伴い、環境省では、災害特措法第 3 条第 2 項に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定による許可又は認定（以下「許可等」という。）のうち、特定非常災害発生日（令和 2 年 7 月 3 日）以降にその有効期間が満了するものであって、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条に規定する災害発生市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において次に掲げる許可等に係る業を行う者及び施設を設置している者について、当該許可等に係る有効期間の満了日を令和 2 年 12 月 28 日まで延長することとした（令和二年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（令和 2 年 7 月環境省告示第 63 号。以下「環境省告示第 63 号」という。))。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、令和 2 年 12 月 27 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	令和 2 年 12 月 28 日
廃棄物処理法第 14 条第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、令和 2 年 12 月 27 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、令和 2 年 12 月 27 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、令和 2 年 12 月 27 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定による認定であって、同条第 2 項の規定により、令和 2 年 12 月 27 日以前にその効力を失うもの	特定被災区域内において当該認定に係る施設を設置している者	

一 延長措置の対象者の判断について

環境省告示第 63 号により指定された許可等に係る有効期間の延長措置（以下「延長措置」という。）の対象者は、特定被災区域内において業を行う者等であるが、その判断に当たっては、許可等の区分に応じ、産業廃棄物収集運搬業者にあつては、特定被災区域内において業の許可を受けているか否かにより判断し、産業廃棄物処分業者又は熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置する者として認定を受けた者にあつては、当該許可等に係る事業の用に供する施設等の所在地が特定被災区域内に存在するか否かにより判断されたい。

なお、本延長措置は、行政庁による個別の確認行為を経ず、環境省告示第 63 号により指定された対象者に一律に適用されるものであるが、当該対象者が今般の豪雨により特段の被害を被っていないな

どの理由から、当該延長措置の適用を受ける意思を有しておらず、行政庁においても更新に係る事務を行うことが可能な場合については、従前の許可等の有効期間を満了日として取り扱うことも可能である。

また、災害特措法第3条第3項により、行政庁は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについても、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとされていることから、環境省告示第63号の対象外となった者についても延長措置を講ずる必要がある場合には、令和2年12月28日までの期日を指定し、当該者に係る許可等の有効期間を延長することが可能である。

二 延長措置の対象者に係る許可証又は認定証について

延長措置の対象者については、現に交付を受けている許可証又は認定証（以下「許可証等」という。）に記載された許可等の有効期間と実際の許可等の有効期間とに食違いが生じることとなる。

そのため、延長措置の対象者に係る許可証等については、管轄内において特定被災区域とされている区域を周知するなどして、当該延長措置の対象者が円滑に業を継続することができるよう努められるとともに、許可証等の書換えなども事業者の個別の求めに応じ、実施されたい。

三 延長措置の対象となる許可等に係る更新後の有効期間の起算日について

延長措置の対象となる許可等については、その有効期間は、令和2年12月28日までとなることから、当該許可等に係る更新後の許可等の有効期間の起算日については、従前の許可等の有効期間が延長されたことを前提として更新に係る事務を行われたい。

四 その他環境省告示第63号の運用については、別紙Q&Aも参照されたい。

災害特措法に基づく告示等に係る Q&A

Q1.収集運搬業者について、対象者となるかはどのように判断すべきか。

A1. 災害救助法の適用が決まった市町村でその業者が積込み、積下ろしという収運業を実際に行っているか否かを判断するにはマニフェストや契約書を確認することが考えられるが、収運業者は非常に数が多く、行政庁も被災している状況でそのような手続を行政が負担することは現実的に困難であると考えられることから、事務連絡において「特定被災区域内において業を行う許可を有しているか否かにより判断」してよいとしている。つまりは、都道府県知事又は政令市長の許可を有していれば、実際に適用対象の市町村で業を営んでいるかを確認することなく告示の対象になると考えていただいて差し支えない。

環境省としては、被災された事業者や被災自治体にさらなる負担をお願いするつもりは全くないため、収運業者が当該告示について相談に来られた際には過度な書類の提出を求めること等は避け、救済を重視して対応いただきたい。

Q2.対象者は何日から何日の間に許可が満了になった者か。

A2. 令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び環境省告示第63号に規定するとおり、令和2年7月3日から令和2年12月27日までの間に許可が満了する者が対象である。

Q3.延長された際の新しい許可の起算日はいつか。

A3. 令和2年12月29日である。

Q4. 当該告示対象者から申請があり、令和2年12月27日より前に新しい許可証を発行できた場合、その日が有効期間の起算日との考えでよいか。

A4. 環境省告示第63号は、令和2年7月豪雨の被災者の特定権利利益の保護を目的とするものであるため、環境省告示第63号の対象者の間で差を設けることは想定していない。被災した廃棄物処理業者の救済という観点から有効期間の起算点について判断いただきたい。

Q5. この延長の措置を知らずに廃棄物処理業の許可の更新申請をしてきた業者についてはどのように取り扱うべきか。申請書を出したことにより「措置を使う意思がない」と判断すべきか。

A5. 環境省としては、被災した廃棄物処理業者の救済という観点から環境省告示第 63 号によって有効期間の延長等の特別措置を行っている。環境省告示第 63 号の特別措置を利用するかどうかは申請者の自由と考える。ただし、本件特例措置を知らないままに申請を行ってきた申請者に対しては、申請書を受理する前にこのような措置があることを一声かけていただくことがより望ましいと考える。

Q6. 該当者は、被災の事実を証明するり災証明書等、あるいは、申出書等の書類を提出する必要はないのか。

A6. 追加的な書類の提出については求めない。被災者に対し過度な負担とならないようにする観点から御判断いただきたい。

Q7. 例えば、本社が特定被災区域にあたる A 県内にあり、積下ろし場所が特定被災区域外の B 県の会社であっても、B 県の許可は措置の対象とはならず、保全されないということか。

A7. B 県の許可の業を A 県では行っていないという前提であれば、貴見のとおり。ただし、災害特措法第 3 条第 3 項に基づき、「保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出」が行われた場合には、満了日の延長を行うことは可能である。

Q8. 本告示の対象となる申請者について、令和 2 年 7 月 3 日から環境省告示第 63 号が公布された同年月日までの間に既に適法に更新手続を終えた許可について、環境省告示第 63 号を適用させて従前の許可の有効期間を延ばすべきか。

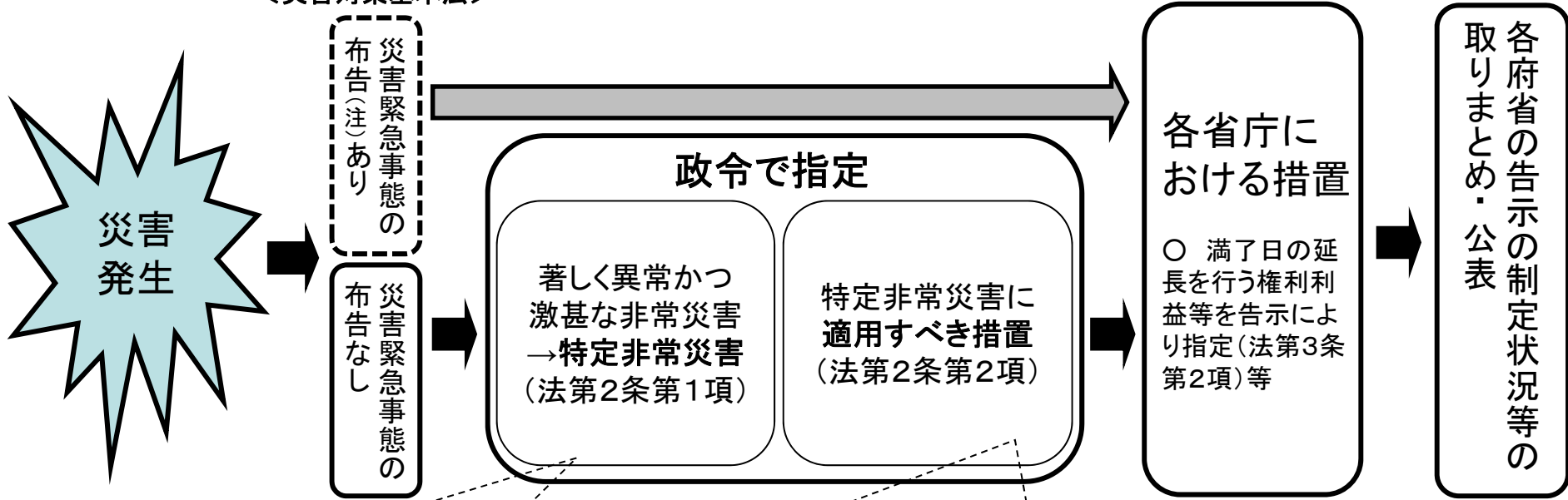
A8. 適法に更新手続が完了している以上、災害特措法による措置の対象となる許可等はすでに存在しなくなっていると考えられるため、環境省告示第 63 号を適用させる必要はないと考える。

Q9. 「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」に基づく義務履行期限等の延長と、災害特措法第 4 条に基づく免責期間の関係について、どちらが優先されるのか。

A9. 「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」（以下「コロナ特例省令」という。）に基づき、義務の履行期限等が延長されている場合であっても、令和 2 年 7 月豪雨により、その延長された期限が到来するまでに履行されなかった義務については、災害特措法による免責の対象となる。この場合、免責に係る期限は令和 2 年 10 月 30 日となる。なお、コロナ特例省令により延長された期限がそもそも 10 月 30 日より後である場合は、災害特措法による免責の余地がないことは当然である。

特定非常災害特別措置法の概要

<災害対策基本法>



「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

- ① 死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
- ② 住宅の倒壊等の多数発生
- ③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
- ④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

(注) 国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な災害時に、応急対策の推進のため発せられるもの
・関東大震災に類する又はこれを超える災害時に発布想定
・未だ適用実績なし

適用すべき措置の内容

- ① 行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)
例: 運転免許証(道交法92条の2)
- ② 期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)
例: 薬局の休廃止等の届出義務(医薬品医療機器等法10条)
- ③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
- ④ 相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例措置(法第6条)
- ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置(法第7条)
- ⑥ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第8条)
- ⑦ 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第9条)

環循適発第 2007161 号
環循規発第 2007162 号
令和 2 年 7 月 16 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃棄物規制課長
（公印省略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について
（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 18 号。以下「改正省令」という。）が、令和 2 年 7 月 16 日に公布され、同日施行された。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨と概要

一 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する特例により、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であって環境省令で定めるものを処理しようとする場合には、法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けなくとも、都道府県知事に事前に届出をすることにより、当該施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる。また、法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定により、非常災害時は、処理開始後遅滞なく届け出れば足りる。

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し、非常災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生しているところ、被災地の復興には災害廃棄物の迅速な処理が不可欠である。既存の一般廃棄物処理施設では処理できない量の災害廃棄物が発生した場合において、災害廃棄物の中には通常であれば産業廃棄物として排出される性状のものも多くあり、その処理に既存の産業廃棄物処理施設の更なる活用が考えられるため、法第 15 条の 2 の 5 の特例の対象となる災害廃棄物について、制度的措

置を講ずる必要がある。

また、高濃度 PCB 廃棄物については、国がこれまで整備を進めてきた中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の拠点的広域処理施設を活用してその処理を推進することとされているが、事業者が事業活動において使用していた PCB 含有安定器は、当該事業廃止後も引き続き事業所の建物において居宅用で使用された後廃棄される場合、当該安定器は一般廃棄物として排出されることとなる。特別管理産業廃棄物としての高濃度 PCB 廃棄物を処理する JESCO は、特別管理産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を有しているが、一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の設置に係る許可を有しておらず、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間の終了が迫る中、こうした一般廃棄物として排出されるものについても早期に処理を進めるため、制度的措置を講じる必要がある。

そのため、災害廃棄物及び PCB 廃棄物について、一般廃棄物処理施設の設置に係る手続きを簡素化する所要の改正を行うこととしたものである。

二 改正の概要

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として災害廃棄物を処理するときは、法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づき、その処理を開始した後、遅滞なく届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 12 条の 7 の 16 第 1 項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとした。

また、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象に、PCB 廃棄物及びその処理施設を追加した。

第二 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理について

一 改正省令の対象となる場合等について

個々の災害が改正省令の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県が判断することとなるが、改正省令による災害廃棄物の処理を行う場合には、豪雨、台風及び地震等の自然災害等により、特に早急に処理すべき災害廃棄物が大規模に発生し、災害廃棄物処理計画等に基づく対応が困難である等の理由により、生活環境保全上の支障の防止等の必要があり、かつ、こうした理由により市町村内の既存の一般廃棄物処理業者では十分な処理ができない状況であることが必要である。

また、非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合とは、当該非常災害の被災区域内の市町村の委託を受けて、同非常災害により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいう。

したがって、産業廃棄物処理施設の設置者から、改正省令により新設した規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項の規定を適用するため法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく届出があった場合には、当該届出をした者に対し、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、同届出に係る処理が同非常災害により必要な応急措置として一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、規則第 12 条の 7 の 17 第 4 項の受理書を交付すること。なお、規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項の適用は、非常災害により生じた一般廃棄物の処理が行われる期間のみに限られ、当該一般廃棄物の処理

が完了した時点で同項の適用はなくなることに留意されたい。

なお、改正省令による届出を行う場合にあつては、規則第12条の7の17第1項第9号の規定により、災害廃棄物が生じた時期及び地域に係る事項を届け出るとともに、それを受理した都道府県知事は、同条第4項第7号の規定により、同災害廃棄物が生じた時期及び地域について記載した受理書を、届出をした者に交付することとした。災害廃棄物が生じた時期は、顕著な災害を起こした自然現象として気象庁又は独自に地方公共団体等が名称を定めたものが発生し、明らかに当該自然現象によって廃棄物が発生したと認められる期間、その他自然現象と災害廃棄物の発生の因果関係が明らかに認められる期間とし、災害廃棄物が生じた地域は、当該自然現象に起因する災害廃棄物が生じた都道府県の区域とする。

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物について

1 中間処理

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において中間処理できる一般廃棄物は、当該廃棄物処理施設において平時から中間処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であり、当該廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の規定による許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限定されない。

次の(1)から(16)までに掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じた一般廃棄物が想定される。加えて、例えば、平時に廃石膏ボードを処理している産業廃棄物処理施設においてこれと同様の性状を有する災害廃棄物として発生した廃石膏ボードを処理する場合や平時に畳を処理している産業廃棄物処理施設においてこれと同様の性状を有する災害廃棄物として発生した畳を処理する場合等が想定されるが、廃棄物処理施設の種類や当該処理施設において処理する一般廃棄物については、各自治体において適宜判断されたい。

- (1) 汚泥の脱水施設
- (2) 汚泥の乾燥施設
- (3) 汚泥の焼却施設
- (4) 廃油の油水分離施設
- (5) 廃油の焼却施設
- (6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設
- (7) 廃プラスチック類の破碎施設
- (8) 廃プラスチック類の焼却施設
- (9) 令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設
- (10) 令第2条第9号に掲げる廃棄物の破碎施設
- (11) 令別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- (12) 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- (13) 廃水銀等の硫化施設
- (14) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- (15) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- (16) 令第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

2 最終処分

中間処理の場合と同様、改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において最終処分できる一般廃棄物は、同廃棄物処理施設において最終処分する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であり、同廃棄物処理施設において最終処分する法第 15 条第 1 項の規定による許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限定されている必要はない。

具体的には、近年の豪雨、台風及び地震等の自然災害により、被災地域において膨大な量のコンクリートくず等の災害廃棄物が発生している現状にあり、これらを迅速にかつ適切に処理する必要があることから、安定型最終処分場（令第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において、災害廃棄物の処理を行う場合については、法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づき都道府県知事に届け出ることに伴い、法第 8 条第 1 項の規定による許可を受けずに、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができ、安定型産業廃棄物（令第 6 条第 1 項第 3 号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合は想定される。

なお、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外のものが混入・付着している例が多く生じ問題となっているところであり、当該安定型最終処分場において処理する一般廃棄物は、以下の（1）及び（2）のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であることが想定される。

（1）次のいずれかに該当する一般廃棄物

- ① 廃プラスチック類
- ② ゴムくず
- ③ 金属くず
- ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
- ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物

（2）次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの

- ① 令別表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、シス—一・二—ジクロロエチレン、一・一・一—トリクロロエタン、一・一・二—トリクロロエタン、一・三—ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四—ジオキサン及びダイオキシン類
- ② 有機性の物質
- ③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿
ア 石綿保温材
イ けいそう土保温材

ウ パーライト保温材

エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物について、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法としては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」（平成 10 年環境庁告示第 34 号）を参考にされたい。なお、(2)③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含む。

三 一般廃棄物処理施設として設置された施設に係る維持管理基準等について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要がある（規則第 12 条の 7 の 18）。なお、中間処理施設については、規則第 12 条の 7 の 2 の規定等に基づき、施設の種類等に応じ、維持管理の状況に関する情報の公表の必要性について判断されたい。

また、改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用される（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 2 条第 4 項）。

四 一般廃棄物処理施設として設置された施設に係る処理基準について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理基準が適用される（令第 3 条第 2 号及び第 3 号）。

五 運用の際の留意事項について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設の設置者から、法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく届出を受理した際には、処理しようとする災害廃棄物の排出元が不明である場合があること、その性状が多様であることを踏まえ、届出をした者に対し、処理しようとする災害廃棄物の性状確認について十分留意し、その処理に際し生活環境保全上の支障を生ずることのないよう指導を行うとともに、届出をした者による不適正処理が生じるおそれがある場合は、遅滞なく改善に向けた指導を行うこと。

また、災害廃棄物の適正処理を確保するため、当該廃棄物処理施設に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたい。実施に当たっては、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第 15 条の 2 の 5 の規定による届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、不適正な処理が行われていることを確

認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

第三 PCB 廃棄物に係る一般廃棄物処理施設の設置について

PCB 廃棄物については、その処理体制の整備が著しく停滞していたため長期にわたり保管が継続され、また、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から環境汚染の進行が懸念される状況にあったことから、国が JESCO の拠点的広域処理施設の整備を行い、安全かつ適正に高濃度 PCB 廃棄物の処理が進められてきた。このような経緯に鑑み、高濃度 PCB 廃棄物としての PCB 使用安定器は、法上の廃棄物の種類によらず JESCO において処分することが適当である。

そのため、JESCO において一般廃棄物としての PCB 使用安定器（以下「一廃安定器」という。）を処分するにあたっては、「一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理について（周知）（令和 2 年 5 月 13 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡）」で周知したとおり、法第 6 条の 2 第 2 項の規定により、市町村がその事業対象地域に応じ、北海道 PCB 処理事業所又は北九州 PCB 処理事業所へ委託することとした。一方、JESCO は法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の許可を受けていないため、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の特例の対象となる産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物として、以下の（1）及び（2）に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、それぞれに掲げる一般廃棄物を追加した。

これにより、産業廃棄物処理施設の設置者である JESCO が同項に基づきあらかじめ都道府県知事に届け出ること、JESCO において一廃安定器を処理するための一般廃棄物処理施設を設置することが可能となるので留意されたい。

- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。以下同じ。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物

第四 施行日、既存省令の廃止及び経過措置について

改正省令は、毎年のように全国各地で頻発する非常災害により発生する災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のため対応するものであること、また、JESCO が一般廃棄物処理施設を速やかに設置し、一廃安定器の処理体制を構築することから、施行日は公布の日とした。

また、現行制度においては、産業廃棄物処理施設を活用して災害廃棄物を迅速に処理するため、非常災害毎に、第 12 条の 7 の 16 第 1 項の規定にかかわらず、産業廃棄物処理施設の種類と一般廃棄物を定めている。改正省令により、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとするため、現に効力を有する以下の（1）から（4）までの特例省令については廃止するとともに、現に各特例省令の規定を適用し現行の第 12 条の 7 の 17 の規定によりされている届出については、各特例省令の規定を適用し改正後の同条の規定によりされた届出とみなす旨の経過措置を置いた。

- (1) 平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境

省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年環境省令第 16 号）

- (2) 平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(平成 30 年環境省令第 20 号)
- (3) 令和元年八月から九月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 8 号）
- (4) 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 13 号）